



新しい租税優遇措置 — 産業革新条例改正案の可決

現行の「産業革新条例」の租税優遇措置は2019年末に実施期間が終了するため、経済部では、スマート機械及び第5世代(5G)移動通信システム関連設備及び技術の投資税額控除に係る条文の改正、現行の租税優遇の10年延長、未処分利益による実質投資を行った場合の5%の未処分利益課税の免除規定の追加、及び適切な法令の緩和による改正条文を作成し、2019年6月19日及び21日の立法院臨時会にて可決されました。

今回の主要な法改正のポイント

一. スマート機械及び5G移動通信システム投資税額控除(第10条の1)

企業が自社で使用する新規スマート機械に投資する場合、又は5G移動通信システム関連設備又は技術(新規ハードウェア、ソフトウェア、技術又は技術サービスを含む)の導入に投資する場合、同一課税年度内のその支出合計額がNT\$100万以上10億以下の範囲において、営利事業所得税額の税額控除が認められます。当該規定は2019年1月1日から遡及適用され、スマート機械に係る実施期間は2021年12月31日まで、5G移動通信システムに係る実施期間は2022年12月31日までとなっています。その税額控除方法は次の2つから1つを選択することが出来ますが、選択後、変更することは出来ません。

1. 支出額の5%を上限として、当年度の営利事業所得税額から控除することができる。
2. 支出額の3%を上限として、当年度より3年間にわたって各事業年度の営利事業所得税額から控除することができる。

税額控除額は各事業年度の税額控除前営利事業所得税額の30%を限度とします。また、同一年度において、前項の投資税額控除及びその他投資税額控除を併用適用する場合、当年度控除可能合計額は、当年度の営利事業所得税額の50%を上限とします。但し、その他法律規定(例:生技新薬産業発展条例)により当年度が控除最終年度であり、且つ控除金額に制限を受けない場合、この限りではありません。当該投資税額控除の具体的な適用範囲は以下の通りです。

- スマート機械:ビッグデータ、人工知能、IoT、ロボット、リーン生産方式、デジタル管理、O2O(online to offline)、積層造形又はセンサーに係るスマートテクノロジー要素を運用し、生産情報可視化、故障予測、精度補正、自動パラメータ設定、自動制御、自動スケジューリング、SaaS(Software as a Service)、フレキシブル生産又は混合生産を有するスマート機能

- 5G移動通信システム:生産効率の向上又はスマートサービスの提供のため、第三世代携帯電話の無線通信技術に関する標準化プロジェクト(3GPP)のリリース15以上の規定に適合する中高周波通信技術、多素子アレーアンテナ、ネットワークスライシング、ネットワーク仮想化、ソフトウェア・DEFINED・ネットワーク、エッジコンピューティング等の第5世代移動通信(5G)に係る技術、設備(テスト用を含む)又はパーティカル産業向けアプリケーションシステムを運用したもの

会社又は有限責任組合は投資税額控除の適用を申請する場合、一定の効果を伴う投資計画を提出し、各中央目的事業主務機関から専門案件として承認を受けなければなりません(同一課税年度の申請は1回を上限とする。)

二. 未処分利益による実質投資を行った場合の5%の未処分利益課税の免除規定の追加(第23条の3)

2018年度の未処分利益課税を含む営利事業所得税の申告より2029年12月31日まで、営利事業者が当該利益発生年度の翌年より3年以内において、当該利益により、自社の生産又は営業に供する建築物、ソフト・ハードウェア設備又は技術を建築又は購入し、その金額が一定の額に達した場合、当該投資金額は、当年度未処分利益の計算時に、減算項目に計上することができ、5%の未処分利益課税が免除されます。

事業者の作業負担を軽減するため、本項の規定を適用する営利事業者は、事前に投資計画案を提出し承認を受ける必要はありません。未処分利益の申請時に規定に基づき、申請書を記入し投資証明書類を添付して、所在地の税務当局へ提出します。関連細則は財政部により制定されます。また、当年度の未処分利益課税を含む営利事業所得税の申告納付後、投資が完了する場合、投資完了の日より1年以内に、規定のフォームに記入し、投資証明書類を添付の上、所在地の税務当局へ過大納付税額の還付を申請することができます。

三. 研究開発費投資税額控除又は二倍控除(第10条及び第12条の1)

実施期間が2029年12月31日まで延長されるほか、変更はありません。

四. 従業員株式報酬として取得した株式報酬に対する課税の緩和(第19条の1)

実施期間が2029年12月31日まで延長されるほか、持分比率50%を超える統制会社の従業員に従属会社が従業員株式報酬を支給する場合にも適用されます。また、当初の条文では「会社で支配人の職務を兼任する代表取締役及び役員」は適用対象から排除されていましたが、「従業員株式報酬を支給する会社の役員」へ改正されました。

五. 有限組合ベンチャー事業者のパススルー課税(第23条1)

実施期間が2029年12月31日まで延長されるほか、主要な改正点は以下の通りです。

- 適用条件が「年度別出資」と「設立年度の出資額がNTD3億に達する」の状況に区分されます。会社設立年度より5年度にわたり満たさなければならない条件について、前者の出資状況は現行の規定と同じで、基本的に「払込出資総額」を基準とします。後者の出資状況は各年度の「決定出資総額」により、そのベンチャー事業への累計投資額が基準を満たすか否かにより判定されます。いわゆる「決定出資総額」とは、ベンチャー投資事業が中央主務機関に毎年 of 査定を申請した際に決定する前年度出資総額を指します。当該出資総額は、当該事業者の設立年度から前年度終了日までの実際累計投資額を上回らなければならない、また所定の実施期間満了までに払込出資総額の募集を完了しなければなりません。

- ベンチャー投資事業者が投資案件ごとに評価する場合の準備時間を考慮し、各年度の国内での運用資金が払込出資総額又は決定出資総額の50%以上に達しなければならないという条件が設立第2年度より適用されます。

注意事項

今回の産業革新条例及び租税優遇条文の改正に関するKPMGの見解は以下の通りです。

- スマート機械及び5G移動通信システムの投資税額控除は、短期の租税優遇措置に属します。他の租税優遇措置の実施期間が2029年12月31日までであるのとは異なり、それぞれ2021年12月31日及び2022年12月31日までとなっています。
- 未処分利益による実質投資を行った場合の5%の未処分利益課税の免除規定の追加の優遇は、2018年度の未処分利益課税を含む営利事業所得税の申告より適用されます。その実質投資期間は営利事業者の当該利益発生年度の翌年より3年以内とされます。例えば、2018年度の未処分利益による実質投資期間は2019年度から2021年度です。
- 関連租税優遇の適用について、直近3年で環境保護、労働者、又は食品安全衛生等の関連法令に重大な違反がないという条件に注意する必要があります。

KPMG Taiwan Network

台北事務所

台北市信義路5段7号68F
Tel :02 8101 6666
Fax:02 8101 6667

新竹事務所

新竹市科学工業園区展業一路11号
Tel:03 579 9955
Fax:03 563 2277

台中事務所

台中市西屯区40758文心路二段
201号7F
Tel :04 2415 9168
Fax:04 2259 0196

台南事務所

台南市中区700民生路2段279号16F
Tel :06 211 9988
Fax:06 229 3326

高雄事務所

高雄市前金区中正四路211号12Fの6
Tel : 07 213 0888
Fax: 07 271 3721

日本業務組主要担当者紹介

日本業務組連絡先(日本語対応可能)

台北事務所

Tel :02 8101 6666(代表)
Fax:02 8101 6667

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 (2) 8758 9946 内線番号:02337
E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 (2) 8758 9688 内線番号:02587
E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 (2) 8758 9995 内線番号:02909
E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 (2) 8758 9794 内線番号:06195
E kojitomono@kpmg.com.tw

記帳部門(記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 (2) 8758 9992 内線番号:00584
E eileentsai@kpmg.com.tw

登記部門(会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 (2) 8758 9780 内線番号:02340
E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

横塚 正樹

T +886 (2)8758 9751 内線番号:16991
E masakiyokozuka@kpmg.com.tw

須磨 亮介

T +886 (2) 8758 9926 内線番号:17640
E ryosukesuma@kpmg.com.tw

発行責任者

KPMG 台湾

日本業務組 統括 林 琇宜

kpmg.com/tw

© 2019 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Taiwan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.